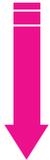


## 2 いじめられている子ども（被害者）への支援

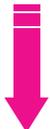
くれぐれも、「いじめられる側にも問題がある」「昔もいじめはあった」という考えを持たないようにします。何より本人の訴えを、**共感的態度で親身になって受け止める**ことが大切です。

### 安心感を与える



- ・発見、うわさ、訴えのいずれであっても、事実を伝えることは本人にとって勇気のいることなので、ゆっくり語りかけて**緊張感をときほぐす**。
- ・担任を中心に、児童生徒にとって話しやすい教師が対応に当たる。
- ・**秘密を守る**ことを約束する。

### 気持ちに寄り添う



- ・つらさ、悔しさ等を**温かく受け止める**。
- ・いじめの事実を把握する。
- ・本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。

### 気持ちを安定させる



- ・仕返し等の**不安を除去する**具体的手立てを示す。
- ・いじめから**全力で守る**ことを約束する。
- ・大人に相談することの重要性を伝える。



### 自信を持たせる



- ・欠点の指摘は避ける。
- ・良い点を認め励ます等、**自信回復への積極的支援**を行う。

### 仲間づくりへの援助

- ・自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ・児童生徒の表面的変化により解決したと判断せず、支援を継続する。

## 3 いじめている子ども（加害者）への指導

いじめ行為は、「命に関わる重大なこと」であり、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨みます。

また、被害者の心の痛みに気付かせながら、内面に深く迫る指導を粘り強く行うことが大切です。迅速な指導が求められますが、解決を急ぐあまり不満や遺恨を残したり、**陰湿化・潜在化したりすることのないよう注意深く継続指導**していく必要があります。

## 事実の確認



- ・ 事実関係、原因、背景等の客観的情報を早急かつ慎重に収集する。

## 指導の雰囲気づくり



- ・ 言葉に耳を傾ける姿勢をつくらせる。
- ・ 加害者がいじめを認めない場合は、いじめという言葉を使わず、**どのような行為をしたのか**を確認する。

## 反応に応じた指導



- ・ 責任転嫁を許さず、嘘やごまかしのない事実確認をおこなう。
- ・ **加害者の心理的背景の理解**に努めるとともに、問題を繰り返さないよう、適切な解決方法を示す。
- ・ 一方で、いかなる理由があろうとも、いじめが正当化されることがあってはならない。

## 反省を促す指導



- ・ 毅然とした態度で、**いじめは卑劣で絶対に許されない行為**であることを理解させ、いじめを完全にやめさせる。
- ・ 相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせるとともに、**人権と生命の尊さ**を理解させる。
- ・ いじめに至った**自分の心情や立場を振り返らせ**、今後の生活の仕方について考えさせる。

## 反省を深化させる指導

- ・ 孤立させることなく、学級活動等を通じて、**所属感や成就感を持たせるとともに**、教師との好ましい人間関係づくりをすすめる。
- ・ 謝罪させることを目的とした形だけの謝罪にしない。
- ・ **長期的な観察と支援**を続ける。
- ・ 他の教師や周囲の子どもから、その後の情報を引き続き得る。

## 4 周りの子どもたち（観衆・傍観者）への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級や学年全体の問題として考えることが必要です。放っておけばいじめがエスカレートする可能性があります。また一方、適切に指導すればいじめの抑止力にもなります。指導においては、**感情的にならず冷静に**、「いじめは絶対に許さない」という教師の毅然とした姿勢を示すことが大切です。

## 状況把握



- ・ いじめの認識の有無を確認する。
- ・ いじめ助長の雰囲気をつかむ。

## 全体指導の可否判断



- ・被害者の孤立感の度合いをつかむ。
- ・被害者とその保護者の了解、配慮が必要。

## 自分の問題として自覚させる



- ・他人事ではなく、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめの構造や心理面の指導を行う。
- ・観衆や傍観者の果たす役割と**被害者の心情**を理解させる。
- ・仲裁者が声を出しやすい雰囲気を作り出す。

## 指導のまとめ

- ・いじめの問題に、教師が**本気で取り組んでいる姿勢**を示す。
- ・いじめの阻止や教師や友人、あるいは大人に知らせることが、「チクリ」ではなく、正義に基づく勇気ある正しい行動であることを理解させる。
- ・**情報提供者（児童生徒）に迷惑が及ばないように配慮**することを約束する。
- ・被害者、加害者を学級集団に受け入れる雰囲気づくりを支援する。

※「チクリ」と言われないように、情報提供者を守る体制づくりが求められます。

## 5 ネットいじめへの対応

ネットいじめは名誉毀損、犯罪行為として起訴できる（される）可能性があります。警察が犯罪行為と判断すれば、掲示板等の利用記録を照会することもでき、そこから個人が追跡されます。



### 書き込み内容の確認



誹謗・中傷等の書き込みの相談が子どもや保護者からあった場合、その内容を確認し、内容や書き込み時間、掲示板等のURLを保存・記録し、**状況証拠**を残します。

### 掲示板等の管理者への削除依頼



速やかに、「管理者へのメール」「お問い合わせ」表示から管理者へのメール送信に繋げて、掲示板等のサイト管理者に**削除依頼の連絡**を行います。学校のPCやメールアドレスを使って行うことが適当であり、個人の所属・氏名等を記載する必要はありません。

### 掲示板等のプロバイダー等への削除依頼

それでも削除されない場合や、管理者の連絡先が不明の場合は、プロバイダーに削除依頼のメールを送信する（プロバイダーを調べるサイトを探すには、検索エンジンで「whois 検索」を入力）か、最寄りの警察署生活安全課や地方法務局に相談する方法があります。

## 6 保護者への対応

### 被害者の保護者への対応

保護者はわが子が安心して、元気に学校へ通えることを望んでいます。まず保護者の不安や怒りを真摯に受け止めるとともに、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、**問題がさらに複雑にならないように配慮**することが大切です。



- ① 速やかに**家庭訪問**し、いじめの事実を冷静かつ正確に伝えます。併せて、**被害者を絶対守る**という学校の姿勢を示し、取組方針を伝えます。
- ② 誠実に対応し、**信頼関係を構築**することが大切です。

#### 絶対にしてはいけな い言動

- ・ 人権意識に欠ける言動
- ・ 「被害者保護」を優先しない発言
- ・ 被害者の「苦しみ」に共感していない発言
- ・ 保身的で弁解に終始する発言
- ・ 電話だけの簡単な対応

- ③ 学校への**要望や批判は謙虚に聞き**、学校に非がある場合は、そのことを率直に認めて謝罪します。
- ④ 全容が分かるまで、加害者の保護者への連絡を控えることを依頼します。
- ⑤ 家庭との連絡（被害者の保護、加害者への指導、交友関係の変化、被害者の様子、経過説明等）をこまめにとることが大切です。

### 加害者の保護者への対応

学校としての対応について丁寧に説明し、問題を解決するためには保護者の協力が**必要不可欠**であること、さらには加害者が二度といじめをしないための方策を**一緒に考えていく**ことが大切です。



- ① 速やかに**家庭訪問**し、いじめの事実を冷静かつ正確に伝えます。併せて、学校の取組方針を伝え、協力を求めます。
- ② 被害者の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③ いじめは許されるものではないという**毅然とした姿勢**が大切です。一方で、**保護者の心情（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安）を理解しようと努める**ことが大切です。
- ④ 誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、事実について指導し、より良く成長させたいとの学校側の考えを伝えます。
- ⑤ 事実を認めなかったり、責任転嫁する保護者に対しては、改めて**事実確認**と学校の指導方針を示し、理解を求めます。
- ⑥ 親としての責任の果たし方や日常での児童生徒との接し方等を共に考え、本人の立ち直りを目指して協力してもらいます。

## VI いじめの予防

### 1 学級経営

「悪いことは悪い」「些細な事柄でも人として許されないことがある」等、**正義、公正、公平**がいきわたる**学級経営**に努めることが必要です。また、一人一人の子どもを大切に、居場所をつくるという教師の意識や日常的な態度があれば、学級内に上下関係や不自然な関係ができにくく、これがいじめの防止につながります。すべての学級活動を通じて**人権尊重の精神**を培うことが大切です。

#### 日頃から心がけておくべきこと

- ◎ すべての児童生徒への積極的な声かけによって**コミュニケーション**を深めておくこと。(担任による定期的な面談も含めて)
- ◎ 学級内の**グループ構成やその変化**を常に観察しておくこと。
- ◎ 児童生徒の些細な変化であっても、学年・学級を越えて**教職員の間で情報を共有**しておくこと。
- ◎ 分かる授業と個に応じた指導により、児童生徒に学ぶ喜びを体感させて**自尊感情を高める**こと。
- ◎ 学級内のことを**担任一人で抱え込まない**で、他の教師や管理職等に相談し援助を求めること。
- ◎ 一人一人の良さが発揮され、**互いを認め合う学級経営**を目指すこと。
- ◎ 児童生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級経営を目指すこと。
- ◎ 失敗や誤りを認め、許し合える学級経営を目指すこと。

#### こんな学級経営になっていませんか？

- ◎ 特定の児童生徒・グループの意見ばかり取り入れる。
- ◎ **特定のグループの意見に迎合**してしまう。
- ◎ 孤立しがちな児童生徒に対して声かけや援助を躊躇してしまう。
- ◎ 児童生徒の**乱暴な発言や不穏当な発言を放置**する。
- ◎ 児童生徒のルール違反を黙認する。
- ◎ 「キモイ」「ウザイ」「死ね」等の人権意識に欠ける言葉遣いを、指導せず聞き流す。

#### いじめ防止の新たな手法

構成的グループエンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。グループ体験を通しながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力などが育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級経営や保護者会などに活用できます。
ピア・サポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。
アサーショントレーニング	「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。

## 2 教師の言動・姿勢

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめの予防として最も大事なことは、「日々の教師の言動や姿勢」です。**教師の言動・姿勢は児童生徒に大きな影響を与えます。**

また、いじめは見えにくくなる傾向がありますが、人権侵害を鋭く見抜いたり、いじめに苦悩する児童生徒のサインを見逃さない人権感覚、児童生徒が相談しやすい日頃からの信頼関係、「いじめは絶対に許さない」という妥協のない厳しい姿勢が必要です。

### 日頃から心がけておくべきこと

- ◎ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を児童生徒に見せること。
- ◎ 児童生徒が**教師への信頼感**と学校での安心感を持てるような言動・姿勢を心がけること。
- ◎ **児童生徒が萎縮しないよう**、乱暴で高圧的な言動は慎むこと。
- ◎ 個々の児童生徒を注意深く**観察する姿勢**を維持すること。
- ◎ 児童生徒からの相談事は「いつでも聞いてあげる」という姿勢を示すこと。
- ◎ 児童生徒の**言い分に耳を傾けていること**。
- ◎ 個人の**プライバシーを守る**こと。
- ◎ 欠点を見つけるのではなく、児童生徒の**良さに目を向ける**ことを心掛けていること。

### こんな言動・姿勢はありませんか？ こんな指導になっていませんか？

- ◎ 児童生徒に対する**人権上、配慮を欠いた言動**
- ◎ 児童生徒の上下関係を肯定・助長するような言動・姿勢
- ◎ 児童生徒に対する抑圧的で一方的な言動・姿勢
- ◎ いじめに対して妥協・黙認してしまうような姿勢
- ◎ 教職員間での**パワハラまがいの乱暴な言動**
- ◎ やたらと**競争意識をおおる**ような言動・姿勢

※ 教師の何気ない言動が、結果としていじめの加担につながってしまうなど、教師の影響力の大きさを自覚しておくことが大切です。

## 3 保護者・地域との連携

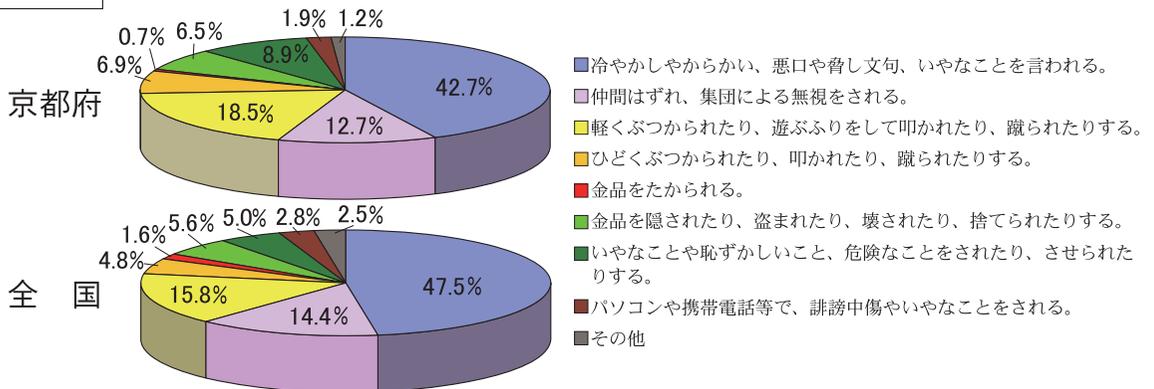
いじめの予防には、保護者・地域社会との連携が不可欠です。とりわけ、保護者とは「**いじめは重大な人権侵害である**」という共通認識を持つことが大切です。学校・家庭・地域が連携し、見守ることで児童生徒は自己肯定感を高め、それがいじめの防止につながります。

## 日頃から心がけておくべきこと

- ◎ 児童生徒の些細な変化についても**迅速に家庭連絡**し、情報を共有すること。場合によっては**家庭訪問**をすること。
- ◎ PTAの人権研修会等で**いじめに関する理解**を深めあうこと。
- ◎ 保護者にPTA活動への参加を促し、**ネットワークづくり**に努めること。
- ◎ 学校から家庭・地域に対して積極的に情報を発信し、また家庭・地域からの声に真摯に耳を傾けることで、**開かれた学校づくり**に努めること。
- ◎ 地域の行事などに関心を持ち、積極的に参加するとともに、**児童生徒にも行事への参加を働きかける**こと。
- ◎ **学年・学級だより等の発行**により、学年・学級の取組の様子を保護者に理解してもらうよう働きかけること。
- ◎ スクールサポーター等と連携した**非行防止教室（社会のルール教室）**を開催し、保護者への**周知・積極的な参加**を促すこと。（授業参観日に開催するなどの工夫）

※ 保護者同士の人間関係が、子どもに大きな影響を与える場合もあるので、留意が必要です。

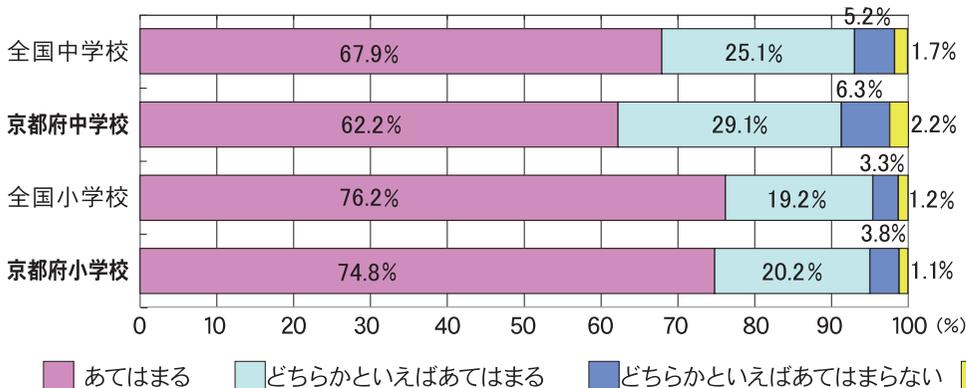
グラフ2 いじめの態様



出典：平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 文部科学省

グラフ3 いじめに関する意識

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対する児童生徒の回答



京都府の小・中学校とも「いじめは絶対にいけない」と回答した者の割合が全国平均に比べて低い。

出典：平成24年度「全国学力・学習状況調査」 文部科学省

# VII 相談に関する専門機関（子ども・保護者に紹介している連絡先）

- 全国統一 24 時間いじめ相談ダイヤル（24h対応）…………… 0570-0-78310
- 京都府総合教育センター・ふれあいすこやかテレフォン（24h対応）  
 ※教職員の相談も受け付けています。…………… 075-612-3268（3301）  
 0773-43-0390

メール相談

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>



- ネットいじめ通報サイト（24h対応）  
<http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>

- 少年サポートセンターヤングテレホン（24h対応）…………… 075-551-7500
- 京都いのちの電話（24h対応）…………… 075-864-4343
- 子どもの人権110番…………… 0120-007-110

## いじめ問題の解決に向けて

- ◆ スクールカウンセラーや養護教諭を含めた教育相談担当との双方向での情報交換が常にできる関係をつくり、連携を密にすることが大切です。
- ◆ 「暴力・傷害」や「窃盗の強要や恐喝」等の場合は、「犯罪」であるので警察等との連携が必要になります。  
 また、子どもの家庭事情等が複雑に関わり合っている場合には、児童相談所や民生児童委員に協力を求めることも必要です。

### ◇ 参考文献

- ◎平成22年度『生徒指導提要』 文部科学省
- ◎平成20年度『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』 文部科学省

### ◇ 平成 24 年 8 月発行 保護者向けリーフレット

**保護者の皆さんへ**  
 「子どもの様子がおかしい」と感じたら学校にご相談ください。  
 『いじめ』 小さなサインを見逃さない

● どういう場合が「いじめ」にあたるのですか？  
 いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、身体的な苦害を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている」とです。【京都府学庁】  
 いじめは、いじめられた子どもと立場が逆で、いじめた人間として絶対に許されないということをしるが大切です。

● 京都府内のいじめの実態はどのようになっていますか？  
 いじめは、平成23年度中に小学校で24件、中学校で116件、高校で32件、特別支援学校で5件と、合計377件発生しています。（京都府の公立学校）  
 いじめは小学校低学年でも発生しており、小学校5・6年生よりその数、徐々に減少しているものの、高校でも発生しています。

● いじめを発見するようになったきっかけは？  
 平成23年度の分析では、子ども本人からの報告、保護者が発見したり、保護者からの相談で発見できたりした割合が多くなりました。  
 このようにいじめの発見には身近な大人の役割が大きいことがわかります。

● 早期発見・早期対応がいじめ問題の解決には大切です。

● 学校以外にいじめのことについて相談できる所はありますか？  
 いじめに関する相談を受け付けている相談機関

- ★ 全国統一24時間いじめ相談ダイヤル…………… 0570-0-78310
- ★ 京都府総合教育センター ふれあいすこやかテレフォン …… 075-612-3268(3301) 0773-43-0390

メール相談…………… <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>  
 ネットいじめ通報サイト…………… <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>  
 少年サポートセンター ヤングテレホン…………… 075-551-7500  
 京都いのちの電話…………… 075-864-4343  
 ★ 子どもの人権110番…………… 0120-007-110

「いじめられる側にも問題がある」とは新しい考え方で、いじめは重大な人権侵害行為です！

**いじめチェックリスト**

● このチェックリストは、いじめを発見するためのポイントを示しています。次の項目にあてはまる場合は、その背景にいじめがあるかもしれないということを踏まえて、子どもの様子をさらによく見ていく必要があります。

項目	主な状況
生活の変化	表情が暗くなり元気がなくなった。
	イライラしたり、おどおどしたりして落ち書きがなくなった。
	ささいなことでも怒ったり、家裏に八つ当たりしたりするようになった。
	登校遅刻になると、身体の不調を訴え登校をしぶるようになった。
	食欲が急に落ち、寝付きが悪くなった。
行動の変化	メールや呼び出し音など携帯電話をとても気にするようになった。
	急に無口になり、家族との会話を避けるようになった。
	学校や学級をかわりたい、転学をやめたいなどの話をするようになった。
服装・持ち物の変化	「どうせ自分だけだ」「死にたい」ともらすようになった。
	理由のほっときしい衣服の汚れや破れが見られるようになった。
	体に理由のほっときしいすり傷や打撲の痕跡が見られるようになった。
	持ち物や服装道具が壊れたりなくなったり、壊れたり、落書きされたりするようになった。
	お金の使い方がなくなり、使い道を問いただかれた。
友だち関係の変化	必要以上にこづかいを要求するようになった。
	家から品物やお金を持ち出すようになった。
	友だちと遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになった。
加害者になっていませんか	知らない友だちからの電話があり、不自然な外出が増えた。
	悪しい友だちが急に悪くなったり、友だちに対する不満を口にするようになったりした。
加害者になっていませんか	買っていないものを持っている。
	こづかい以上のお金を使っている。
	友だちへの悪言霊いがある口調になっている。
加害者になっていませんか	友だちへの悪言霊いがある口調になっている。
	悪言霊いが悪くなったり、すくさくとして暴力をふるったりするようになった。

平成24年8月発行 | 京都府教育委員会

